第三条第一号中「間で」の下に「直接に、又は陸上移動中継局若しくは他の陸上移動局の中継により」を、「デジタル空港無線通信」の下に「及び第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局による無線通信」を加え、同条第二号を次のように改める。

二　削除

第三条中第十一号を削り、第十号を第十三号とし、第九号の次に次の三号を加える。

十　「広帯域移動無線アクセスシステム」とは、電気通信業務を行うことを目的として、二、五四五MHzを超え二、六五五MHz以下の周波数の電波を使用し、主としてデータ伝送のために開設された陸上移動局と通信を行うために開設された基地局と当該陸上移動局との間で無線通信（陸上移動中継局又は陸上移動局の中継によるものを含む。）を行うシステムをいう。

十一　「直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム」とは、通信方式に直交周波数分割多元接続方式を用いる広帯域移動無線アクセスシステムをいう。

十二　「時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム」とは、通信方式に直交周波数分割多元接続方式と時分割多元接続方式を組み合わせた接続方式、直交周波数分割多元接続方式、時分割多元接続方式と空間分割多元接続方式を組み合わせた接続方式、シングルキャリア周波数分割多元接続方式と時分割多元接続方式を組み合わせた接続方式又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式、時分割多元接続方式と空間分割多元接続方式を組み合わせた接続方式を用いる広帯域移動無線アクセスシステムをいう。

第九条の四第四号イ中「一、九一九・四五MHz」を「一、九一五・五五MHz」に改め、同条第八号中「又は七六GHzを超え七七GHz以下」を「、七六GHzを超え七七GHz以下又は七七GHzを超え八一GHz以下」に改める。

第十四条第一項の表六の項㈠中「第四十九条の三十一」を「第四十九条の三十」に改め、同項㈡中「及び十六の項から十八の項まで」を「、十六の項及び十七の項」に改め、同表九の項中「又は七六GHzを超え七七GHz以下」を「、七六GHzを超え七七GHz以下又は七七GHzを超え八一GHz以下」に改め、同表十の項及び十一の項を次のように改める。

十　第四十九条の六に定める携帯無線通信の中継を行う陸上移動局（携帯無線通信の中継を行う陸上移動局を除く。）と通信を行うもの	八七	六二
陸上移動局の送信設備（七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合を除く。）であつて、基地局と通信を行うもの	八七	五〇
陸上移動中継局の送信設備（七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合を除く。）であつて、基地局と通信を行うもの	八七	五九
陸上移動局又は陸上移動中継局の送信設備（七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合に限る。）であつて、基地局と通信を行うもの	八七	六二

十一　符号分割多元接続方式携帯無線通信及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備		
次に掲げる送信設備	五九	六一
㈠　第四十九条の六の四に定める基地局の送信設備であつて、拡散符号速度（拡散符号により拡散された信号の速度をいう。以下同じ。）が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのもの		
㈡　符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局（符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験をするための通信を行う無線局をいう。以下同じ。）の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うもののうち、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのもの		
㈢　第四十九条の六の五に定める基地局の送信設備であつて、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのもの		
㈣　時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験又は調整をするための通信を行う基地局の無線設備の試験をするための通信を行う無線局をいう。以下同じ。）の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うもののうち、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのもの		
次に掲げる送信設備	八七	四七
㈠　第四十九条の六の四に定める基地局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの		
㈡　符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うもののうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの		
㈢　第四十九条の六の五に定める基地局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの		
㈣　時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うもののうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの		
次に掲げる送信設備であつて、空中線電力が二三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超えるもの	四八	六七
㈠　第四十九条の六の四に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの		
七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合	四八	六七
その他の周波数の電波を送信する場合	四八	五八